

県民の皆様 県内にいらっしゃった皆様へ

- 1メートル、できれば2メートルのソーシャルディスタンス(他者との距離)をとりましょう。
- 手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避けましょう。
※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」
- 風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
電話:0857-22-5625(鳥取市保健所)、0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)、0859-31-0029(米子保健所)
- 医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

県民の皆様へ

○緊急事態宣言が出ている地域との間の往来については、日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り控えてください。

また、その他感染が拡大している地域についても、不要不急の往来を控え、感染拡大防止に協力しましょう。

【緊急事態宣言が出ている地域】

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県

【令和2年4月10日現在感染拡大しており外出自粛が求められている地域(緊急事態宣言が出ている地域を除く)】

※都道府県、政令指定都市のみ

北海道、宮城県、茨城県、群馬県、新潟県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、熊本県、大分県、沖縄県、
仙台市、新潟市、熊本市

県内にいらっしゃった皆様へ

- 緊急事態宣言が出されている地域から鳥取県にお越しの皆様
来県後14日間は、やむを得ない場合を除き、居宅・居所から外出を控えていただきますようお願いいたします。
- 緊急事態宣言対象地域以外の感染が拡大している地域から鳥取県にお越しの皆様
自らが感染を拡大する原因となる可能性を十分に意識して、「三つの密」を避け、咳エチケットに配慮していただくなど、慎重に行動をお願いします。